

2024年6月吉日

需要家 各位

千葉西部生コンクリート協同組合  
理事長 柳内 光子



## 「一部荷卸し後の生コンクリート」の有償化について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、弊協同組合の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協同組合では2014年より戻りコンクリートの契約取消料制度を導入し、戻りコンクリートの削減に向け需要家様のご理解ご協力を賜りながら、運用してまいりました。

しかしながら、この間においても大きな削減には至っていないのが現状です。

また、今日では産業廃棄物の処理に関しても、処理費用の高騰や廃棄物の受け入れ場所が確保出来ず、今後継続して処理することは困難になると考えられます。

需要家様におかれましてもカーボンニュートラルの一環として、CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた取り組みを進められておられますが、生コンクリート業界として実施出来る対策のひとつとして、戻りコンクリートの削減に努めてまいりたいと思います。

つきましては、一部荷卸し後の生コンクリートを工場に持ち帰った場合についても、「一部契約取消生コン」として有償化させていただくことに致しましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 導入実施日

2024年7月1日～9月30日 試行期間  
2024年10月1日以降出荷分より運用開始

#### 2. 対 象

荷卸しを行わなかった全ての生コンクリート  
ただし、一部荷卸し後の残数量が1 m<sup>3</sup>未満は対象外

#### 3. 取 消 料

10,000 円/m<sup>3</sup> (商品代別)

以上